

納付が困難な場合は申請を

国民年金保険料の免除制度

国民年金では、一定の要件に該当したときに保険料が免除されます。

保険料を納めないでいると、将来のための老齢基礎年金や、

万一の事故などのときに障害基礎年金・遺族基礎年金が受け取れなくなります。

納めることが困難な場合は、免除制度を利用しましょう。

免除の区分

免除には全額免除、一部免除、納付猶予があります。学生は、納付特例が受けられます。

●全額免除、一部免除

所得審査対象／本人、配偶者、世帯主

承認期間／原則7月～翌年6月

●納付猶予

所得審査対象／50歳未満の本人、配偶者

承認期間／原則7月～翌年6月

●学生納付特例

所得審査対象／大学や専門学校などの学生

承認期間／原則4月～翌年3月

＜共通事項＞

所得審査対象全員が次のいずれかに該当すること。

○前年の所得が基準額以下

○退職や事業を廃止した

○生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている

○特別障害給付金を受給している

新型コロナウイルスの影響による臨時特例措置

新型コロナウイルスの影響で令和2年2月以降に収入が減少し、免除制度に該当する所得水準となる場合は、令和5年6月分の保険料が申請により免除されます。

申請に必要なもの

●申請書

●本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）

●退職や事業を廃止した場合は、雇用保険受給資格者証の写しなど、失業したことが確認できる書類

●学生は、学生証（コピー可）か在学証明書

●新型コロナウイルスの影響による臨時特例措置を申請する人は、臨時特例措置用の所得の申立書

免除制度を継続するには

全額免除、納付猶予の承認を受けた人で、継続審査の申し出をしている場合は、申請する必要はありません。ただし、失業

などで特例免除の承認を受けた人は、申請が必要です。

マイナポータルから電子申請

マイナンバーカードを持って

いる人は、マイナポータルからねんきんネットの利用者登録をすると、パソコンやスマートフォンから免除の申請ができます。

くわしい内容は、日本年金機構のホームページで確認してください。



申し込み・問い合わせ先

佐原年金事務所

☎0478・54・1442

保険年金課高齢者医療年金班

☎62・5332

知っておこう

免除制度を利用すると

保険料の免除制度の承認を受けていた期間も、年金の受給資格期間に算入されます。ただし、保険料を後から納付する「追納」をしない限り、将来受け取れる年金額は減るので注意しましょう。追納は10年までさかのぼって支払うことができ、年金額が減るのを防ぐことができます。

納付状況	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金(受給資格期間への算入)
	受給資格期間への算入	年金額への反映	
全額免除	○	○※1	○
一部免除※2	○	○※3	○
納付猶予、学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

※1 平成21年4月分以降は2分の1反映、それ以前は3分の1反映。 ※2 承認された期間内に未納がないこと。 ※3 納付した保険料の割合に応じて反映。